

放課後子ども教室における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年4月 制定
令和3年4月 1日 改定
令和4年2月 1日 改定
令和4年9月30日 改定
令和5年5月 8日 廃止

1 趣旨

一宮市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課後子ども教室に関する対応方針を定める。

2 本方針の対象

市内全42か所の放課後子ども教室

3 対応方針

【感染の場合】

(1) 小学校の全部が臨時休校となった場合、その小学校の放課後子ども教室は休止し、期間は臨時休校期間とする。

また、一部が臨時休校となった場合、その小学校の放課後子ども教室は、原則、休止しないが、以下の場合においては、放課後子ども教室を休止する。

ア 新型コロナウイルス感染症に感染した児童が放課後子ども教室を利用した場合

イ 新型コロナウイルス感染症に感染した放課後子ども教室従事者が勤務をした場合

ウ 放課後子ども教室に参加する児童の属する学級がすべて臨時休校となった場合

(2) 関係者等への連絡

休止を決定した場合、青少年課は放課後子ども教室などを通じて、速やかに保護者等に連絡する。

(3) 消毒・清掃

休止期間中、使用教室において消毒・清掃など必要な措置を行うものとする。

【濃厚接触の場合】

(1) 新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者に特定された児童、保護者ならびに放課後子ども教室従事者については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して5日間の出席停止とするが、放課後子ども教室は休止しない。

4 その他

この対応方針は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染防止対策に応じて、変更する場合がある。